# 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況

- 1. 情報の取得等におけるバリアフリー化(条例第 10 条)
- 2. 人材育成(条例第 1 1 条)
- 3. 意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保 (条例第 12 条)
- 4. 学校設置者の取組み(条例第 13条)
- 5. 事業者への協力(条例第 14条)
- ※ 岐阜県では、令和3年度から令和5年度までの障がい者に対する基本的な計画「第3期 岐阜県障がい者総合支援プラン」を定めており、プラン第4章「分野別施策」、「6 情報 環境の整備」、「(I)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の 促進に関する条例の推進」に定める施策と連動しています。

# 1. 情報の取得等におけるバリアフリー化

- 第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。
- 2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)

(総務部情報システム課)

# 施策実施状況

○ ホームページ研修

ウェブアクセシビリティの必要性を周知し、作業上の留意点を説明した。

※令和2年度のシステム更新時に音声読み上げソフトへの対応済

② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、 音声版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入手 できるよう、地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信や、手話通訳と字幕等の文字 情報が得られる動画の県のホームページへの掲載など、今後も、広く県民の方に県政情報 を届けるため、様々な媒体や手法の活用に努めます。

(広報課)

- 県政情報の発信(R4年3月の実績)
  - ·県広報点字版 278 部、県広報音声版 159 部
  - ・県広報テキストメール版 15通
  - ・地上デジタルデータ放送 毎週 40 項目
- 知事記者会見の手話付き動画の配信
  - ·配信数 46 回

③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、手話通訳や字幕入り での制作に努めます。

(広報課)

(障害福祉課)

# 施策実施状況

○ 字幕付き等番組の制作

県政広報テレビ番組(ぎふ県政ほっとライン、ぎふ県だより)での手話通訳・字幕入り 放送を実施した。

- ・ぎふ県政ほっとライン 37本
- ・ぎふ県だより 51本
- 差別解消推進員研修において、映像制作にあたっての配慮などを記載した「障がいのある方の配慮マニュアル」を配布し、配慮を呼びかけた。
- ④ 聴覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、本会議のテレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)に手話を導入します。

(議会事務局議事調査課)

# 施策実施状況

- 全ての本会議において、テレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)の際に 手話付き動画を配信した。
  - ・定例会・臨時会 24日間分
- ⑤ 視覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、広報紙「県議会だより」の点字版 及び音声版を整備します。

(議会事務局総務課)

## 施策実施状況

- 臨時会・定例会毎に、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を作成した。
  - ・定例会・臨時会 5回分
- ⑥ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めます。また、県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

(総務部管財課)

- 手話通訳者同行:対応可能
- 筆談ボード:本庁舎及び全総合庁舎に設置

⑦ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置や市町村の発行する広報紙の音訳・点訳化に ついて市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協 力を促進します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

○ 手話通訳者設置事業

手話等に関するアウトリーチ事業

・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座

実績:8件 (市町村役場、小学校、支援機関)

年間参加者:706名

⑧ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、遠隔手話通 訳用タブレット端末、SPコード読み取り装置を各所属に貸し出すことで、意思疎通支援 を推進します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

○ 意思疎通支援機器の貸出

・貸出対象品目:タブレット端末(遠隔手話通訳用)磁気誘導ループ、テルミー、

筆談ボード、点字プリンター、色弱疑似フィルタ

※令和2年度に色弱疑似フィルタを追加

⑨ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。

(障害福祉課)

#### 施策実施状況

○ 職員研修の実施

差別解消推進員研修において、「障がいのある方の配慮マニュアル」を周知徹底した。

○ 意思疎通支援者派遣事業

·手話通訳者派遣数:24件 54人

·要約筆記者派遣数: 6件 24人

⑩ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する 福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化 を含めた、各々の障がい種別(難病を含む)に応じた支援体制構築に向けた取組みを推進 します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

# 施策実施状況

○ 福祉避難所充実強化支援事業

福祉避難所充実強化に向けた取組みを支援するため、実態調査を通じた指定状況や課題の把握、個別ヒアリングを通じた市町村に対する助言・支援、各種会議等における周知・啓発等の実施。

·福祉避難所数:505 (R4.4.15 時点)

·福祉避難所実態調查:42 市町村(R3.6)

・市町村個別ヒアリング: 12 市町村

・各種会議等における福祉避難所や県の取組みに係る周知・啓発

① 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 「災害時手話通訳者および要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣実施要綱(平成21年2月16日施行)」に基づき体制を整備。
- 遠隔手話通訳システムを (一社) 岐阜県聴覚障害者協会内に設置し、体制を整備。 (令和 2 年度)
  - ※新型コロナウイルス感染症に係る受診及び災害時に利用
- ② スマートフォン等による | 19 番通報システム「Net | 19 緊急通報システム」の導入を消防本部へ働きかけます。

(危機管理部消防課)

- NETII9導入の働きかけ
  - ・メールよりも意思疎通がスムーズに行える新たな仕組みであるNETII9について、 消防本部が参加する各種会議において早期の導入を働きかけた。
    - 20 消防本部中 18 消防本部が導入済(令和3年度末時点)

③ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による | 19 番通報システム「Net | 19 緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

(障害福祉課)

#### 施策実施状況

- - ・「岐阜県障がい者福祉の手引」に掲載し、周知を行った。
- ④ 電話リレーサービス(聴覚障がい者と耳が聞こえる人とを、通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービス(令和3年4月から公共インフラとして運用開始))の認知度向上に向けた周知広報に努めます。

(障害福祉課)

# 施策実施状況 -----

- 電話リレーサービスの周知
  - ・「岐阜県障がい者福祉の手引」に掲載し、周知を行った。
- ⑤ 「IIO番アプリシステム」、「メール IIO番」、「FAXIIO番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

(警察本部通信指令課)

#### 施策実施状況

- - ・メール | | 0 番有効受理件数:508件(内、障がい者からの通報は | 2件)
  - ·FAXIIO番: 14件
  - ・110番アプリシステム:3件
- ⑥ 運転免許更新時等において、聴覚障がい者の特性に応じ、筆談等により分かりやすい説明に配意した意思疎通手段を利用するなど、聴覚障がいのある方への支援の充実を図ります。

(警察本部運転免許課)

#### 施策実施状況

○ 手続案内における筆談や、講習における字幕の併用など、聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通手段を活用した。

# 2. 人材育成

第十一条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援 者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎 通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

① 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保及び技術向上の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 聴覚障害者情報センター運営事業費(手話通訳者養成・特別研修、要約筆記者養成・研修事業)
  - ・手話通訳者 養成 22人、特別研修 7回、スキルアップ研修 I回 派遣 II5件 224人(聴覚障がい関係団体派遣)
  - ・要約筆記者 養成 4人(手書 2人、PC 2人)、特別研修 4回 派遣 25件 76人(聴覚障がい関係団体派遣)
- 手話通訳者養成支援事業

手話通訳者を目指す手話奉仕員向けのスキルアップ講座や、手話通訳者統一試験受験 対策講座を実施し、手話通訳者の養成・確保を図る。

- · 手話通訳者統一試験対策講座 受講者 24 人 9 回実施
- ・手話奉仕員向けスキルアップ講座 受講者 16人 12回実施
- 手話普及促進事業

手話通訳者統一試験の受験料を無料化し、受験者の負担を軽減するとともに、手話奉 仕員養成講座を充実するため、講師を対象とした養成講座を開催し、手話通訳者の増加 を図る。

- ・手話奉仕員養成講座講師スキルアップ講座 全5回実施 修了者:16名
- ・手話通訳者統一試験

申込者:42名、受験者:38名、合格者:6名

- 聴覚障害者情報センター運営事業費(ビデオ制作・貸出事業)
  - ・字幕入りビデオ製作等 23 本 (Youtube を活用した動画配信を含む)

○ 手話通訳者設置事業(手話通訳者設置·広域調整)

・県窓口業務としての手話通訳業務

実施件数:該当案件なし

・市町村間の広域調整手話通訳者:55件

要約筆記者:2件

® 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実を図るとともに、CD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 点訳音訳奉仕員養成事業
  - ·点訳奉仕員養成講座 修了者 9名
  - ·音訳奉仕員養成講座 修了者 15名
- リーディングサービス事業
  - ・録音図書完成数 81 タイトル 81 巻
  - ・デジタル録音図書製作

CD 図書 79 タイトル、テキストデイジー図書 68 タイトル

マルチメディアデイジー図書 Iタイトル、シネマ・デイジー 2タイトル

⑨ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。 また、地域で相談会を実施し相談体制の充実を図ります。

(障害福祉課)

## 施策実施状況

○ 中途失明者緊急生活訓練事業

相談 168名 のべ 214回 / 点字学習指導 2名 42回 歩行訓練 49名 のべ 129回 / パソコン機器等訓練 46名 のべ 146回 生活訓練 2名 22回 / 日常用具相談・指導 98名 のべ 146件

② 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 盲ろう者通訳・介助者養成派遣事業
  - ・盲ろう者通訳・介助者派遣 556件 1,430時間
  - ・掘り起こし事業 関係機関訪問 39回
- ② 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(障害福祉課)

### 施策実施状況

- 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業
  - ・発声訓練教室 岐阜教室:32回延べ484人 高山教室:33回延べ159人
- ② 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、派遣することによって、失語症者の社会参加・復帰を支援します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 失語症意思疎通支援者養成・派遣事業
  - ・失語症意思疎通支援者派遣 個人 24回 団体 I回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、モデル事業として実施。
  - ※養成事業は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ② 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思 疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者 のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(障害福祉課)

- 〇 支援者養成
  - ·手話通訳者養成講座 修了者 22名(再掲)
  - ·要約筆記者養成講座 修了者 4名(手書 2人、PC 2人)(再掲)
  - ·点訳奉仕員養成講座 修了者 9名 (再掲)
  - ·音訳奉仕員養成講座 修了者 15名 (再掲)
  - ・盲ろう者通訳・介助者養成講座 修了者 -名 ※令和3年度実施なし
  - ·失語症意思疎通支援者養成講座 修了者 -名 (再掲)

# 〇 現任者研修

- ·手話通訳者特別研修 7回
- ・手話通訳者現任者スキルアップ研修 | 回
- ·手話通訳者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 | 名参加
- ·要約筆記者等研修 4回
- ·要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 2 名参加
- ・盲ろう者通訳・介助者現任研修 2回

# 3. 意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

② 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に 関する学習機会を確保します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 意思疎通支援者派遣事業(啓発)
  - ・意思疎通手段に係る啓発動画を配信

配信期間: 令和4年3月25日~令和4年3月31日(20分に3回配信(15秒))

配信場所:岐阜バス バスチャンネル (デジタルサイネージ)

※新型コロナウイルスの影響によりイベントは中止

② 事業者、学校、公官庁に対して、手話や要約筆記及び聴覚障がいに関するアウトリーチ 事業を実施し、理解促進に努めます。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

○ 手話通訳者設置事業

手話等に関するアウトリーチ事業

・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座

実績:8件 (市町村役場、小学校、支援機関)

年間参加者:706名

② 色の使い方をはじめ、印刷物や建物のサイン等を作成する際に配慮すべき事項をまとめ たガイドブックを作成し、誰に対しても見やすく分かりやすい情報の提供に努めます。

(障害福祉課)

#### 施策実施状況

○ 障がい者福祉の手引き等の作成にあたり、障がい者に配慮した情報の提供を実施した。 ※令和2年度に「視覚情報のためのユニバーサルデザインガイドブック」を作成及び 色弱模擬フィルタの貸出を開始 ② 障がい者及び障がい者を支え、見守る人材に対する消費生活相談窓口等の周知と手話通 訳等による相談体制の整備を図ります。

(環境生活部県民生活課)

# 施策実施状況 -----

○ 障がい者見守り団体と連携して、啓発資材を作成、配布するとともに、関係団体への 情報発信、出前講座を実施した。

見守り人材向け啓発用クリアフォルダ:400枚

- 県相談窓口には筆談ボードを配備し、聴覚に障がいのある方の相談に対応した。
- 特別支援学校高等部向けの消費者教育副読本の作成・配布。

# 4. 学校設置者の取組み

- 第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。
- 2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の 利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。
- ② 学校の総合的な学習(探究)の時間や「ひびきあい活動」の取組み等を活用して、福祉 体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法 を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

# 施策実施状況

〇 人権教育協議会

年6回開催(全体会2回、小委員会2回、研究委員会2回) ※新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催。

- 人権教育指導資料の配布年 I 回 各学校へ配付(第57集)
- 人権教育研修会
  - ・小中幹部研修会(オンライン):6地区、参加者数974人
  - ・小中教員研修会(オンライン):6地区、参加者数 458 人
  - ・高校・特別支援学校研修会(書面及びオンライン):参加者数 244 人

② 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校(岐阜地域の5校)をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員(コア・ティーチャー)を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

### 施策実施状況 --

○ 特別支援教育ネットワーク強化事業

各障がい種に対する専門性の高い特別支援学校をコア・スクールとして位置付け、指導的立場の教員(コア・ティーチャー)を養成した。

- ・コアティーチャー養成研修 岐阜聾学校 2 名、岐阜盲学校 2 名、長良特別支援学校 2 名、 岐阜希望が丘特別支援学校 1 名、岐阜清流高等特別支援学校 2 名 計 9 名
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うた めの研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の 向上を図ります。

(教育委員会教育研修課)

#### 施策実施状況

- 専門研修
  - ・特別支援教育専門家を講師として招へいし、「個々の子どもに応じた効果的な支援」 について重点講話(希望参加型研修)として実施した。
  - ・職務研修として、新任校長・教頭研修において、特別支援課担当による研修を実施 し、特別支援学級を初めて担当する教員への研修を2講座実施した。
  - ・選択研修講座として、特別支援教育に関する研修を | | 講座実施した。
- ③ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、障がいのある児童生徒に適切な支援が行えるよう、地域におけるスムーズな連携体制を構築します。

(教育委員会特別支援教育課)

#### 施策実施状況

○ 特別支援教育ネットワーク強化事業

各地域の特別支援教育ネットワークの充実に向けた課題について、関係者による検討 会や研修会をオンライン等で実施した。 ② 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーションカの伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

# 施策実施状況

○ 聴覚障がい児童生徒支援充実事業

聴覚障がいのある児童生徒の在籍校に対し、音声情報を文字情報に変換するソフトを 整備する。

整備数:20式(LiveTalk)

整備した学校:岐阜聾学校、聴覚障がいのある生徒が在籍する高校

# 5. 事業者への協力

- 第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を 雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を 行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- ③ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障が い種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

(障害福祉課)

# 施策実施状況

- 県職員出前講座(令和元年度~)
- 手話通訳者設置事業(再掲)

手話等に関するアウトリーチ事業

・聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座

実績:8件 (市町村役場、小学校、支援機関)

年間参加者:706名

④ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

## 施策実施状況

- 障がい者委託訓練費、障がい者職業コーディネーター設置費
  - ・知識・技能習得訓練 4コース
  - ・実践能力習得訓練 4コース

(入校者 23 名、修了者 18 名、修了後就職者 7 名、就職による中途退校 1 名、 就職率 42.1%) ③ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保 を支援します。

(障害福祉課)

# 施策実施状況 -----

- 手話通訳者、要約筆記者の確保等に関し支援を実施。(再掲)
  - ·手話通訳者主催者負担派遣 115件 224人

\_\_·要約筆記者·奉仕員主催者負担派遣\_\_\_25件\_76人\_\_\_\_\_\_